

戸籍情報連携開始に伴う取り扱いの変更について

在外公館において、婚姻届、離婚届、認知届、養子縁組届等の戸籍・国籍に関する届出を行う場合、法務省の戸籍情報連携システムとの連携により、令和6年4月1日から、原則として戸籍謄本の提出が不要となります。

ただし、届出提出の際、システム連携のために正確な戸籍情報（(1)筆頭者氏名、(2)戸籍に記載されているとおりの本籍地）の記載が必要となりますので、事前にご確認ください。誤った戸籍情報を記載されますと、不受理または受理に相当な時間がかかる場合があります。

【留意事項】

（注1） 在外公館における戸籍・国籍に関する届出以外の手続（旅券の新規申請や出生証明・婚姻証明の申請等）については、従前どおり戸籍謄本を提出していただく必要があります。

（注2） 原戸籍・除籍を含む戸籍情報の一部については、電子データ化されていないため、従前どおり戸籍謄本を提出していただく必要があります。

（注3） 出生届（国籍留保届を含む）、死亡届等については、戸籍謄本の提出は不要ですが、既にお手元に戸籍謄本をお持ちの場合、写しをご提出いただくと手続きがスムーズです。